る年の４月１日以降に法科大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第２項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）

(2)　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者

(3)　高等試験司法科試験に合格した者

(4)　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者

２　司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。

(1)　次のいずれかに該当すること。

ア　心身の故障により修習をすることが困難である者

イ　拘禁刑以上の刑に処せられた者

ウ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

エ　品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者

オ　アヌはエに準ずる事由がある者

(2)　司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。

ア　成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第１項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者

イ　修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者

ウ　裁判所法第67条第１項の試験に連続して３回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第１項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。

エ　アヌはイに準ずる事由がある者

(3)　司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。

付　記

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮に処せられた者は、この審査基準の記２の(1)のイの定めの適用については、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年九月二日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年九月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
岸和田市	岸和田市長	岸和田市稲葉町・内畑町地区確定測量図及び調査簿	岸和田市稲葉町・内畑町地区
近畿地方整備局福井河川国道事務所	近畿地方整備局長	道の駅若狭美浜はまびより整備事業に必要な土地取得に伴い作成した地図及び調査簿	福井県三方郡美浜町郷市～松原の一部
四国地方整備局中村河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道56号古市町交差点改良工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	高知県高岡郡四万十町古市町の一部
四国地方整備局中村河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道56号荒川歩道工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	高知県四万十市荒川字土居森、浅ノ谷、ソガノヲの一部
道後観光ゴルフ株式会社	道後観光ゴルフ株式会社　代表取締役	松山市下伊台町地区　不動産の維持管理に伴う境界確定測量事業　地籍図及び調査簿	愛媛県松山市下伊台町の一部
上越市	上越市長	市道敷地における未登記土地解消のために行う確定測量で作成した地図及び調査簿	新潟県上越市大潟区潟田地内
石川県	石川県知事	県営ほ場整備事業（面的集積型）鳥越大日地区の土地改良事業に係る確定測量及び調査簿	石川県白山市別宮出町、相滝町、杉森町の各一部
塩尻市	塩尻市長	郷原地区　地籍整備推進調査事業　登記所送付用地図及び調査簿	長野県塩尻市大字広丘郷原の一部
北陸地方整備局富山河川国道事務所	北陸地方整備局長	一般国道8号豊田新屋立体事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	富山県富山市飯野、新屋の一部
公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会代表理事	宮の森地区地図整備事業にて作成した地積測量図及び調査簿	北海道札幌市中央区宮の森1条6丁目の一部
北陸地方整備局金沢河川国道事務所	北陸地方整備局長	一級河川梯川改修鍋谷川改修事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	石川県小松市千代町の一部
東京都都市整備局第一市街地整備事務所	東京都都市整備局第一市街地整備事務所長	晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業で作成した街区確定測量図及び調査簿	東京都中央区晴海五丁目の一部
豊川市	豊川市長	豊川市御津町広石地区　確定測量図及び調査簿	愛知県豊川市御津町広石後畠の一部
半田市	半田市長	長根西住宅跡地整備地区確定測量業務で作成した地籍図及び調査簿	半田市長根町二丁目の一部
大垣市	大垣市長	大垣市丸の内地内ほか登記測量業務における地図及び調査簿	大垣市丸の内二丁目の一部
北海道	北海道知事	農地中間管理機構関連農地整備事業　稲見地区　確定測量図及び調査簿	檜山郡厚沢部町字稲見及び字滝野の各一部
北海道	北海道知事	農業競争力強化農地整備事業　天の川地区　確定測量図及び調査簿	檜山郡上ノ国町字桂岡及び字中須田の各一部

法務省告示配第百三十七号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、インドにおいて弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年九月十八日

法務大臣　平口　洋

氏　名　ジェシカ　タパシュ　バクチ

生年月日　千九百九十六年四月二十二日